

# 第 1 回小美玉市自治基本条例策定委員会

日時 平成 18 年 10 月 13 日（金）午後 7 時 30 分～

場所 小美玉市役所 2 階 第 2・3 会議室

出席者 飯島委員長、笹目委員、山西委員、高野委員、貝塚委員、藤枝委員、久保田委員、  
菊池委員、滑川委員、高木委員、沼田委員、長島委員、百地委員、中野委員、  
大越委員、石田委員

欠席者 片田委員、緑川議員、春田委員

## 1．委嘱状の交付

【市長より委員を代表して飯島委員への委嘱状の交付】

## 2．市長あいさつ

国には憲法がありますが、地方自治体にもまちづくりの憲法があってもいい。

住民自らの参加によって、このような条例を 1 年かけて策定していくということで、大変苦痛に感じることもあろうかとは思いますが、ご理解いただいてご協力をお願いしたい

合併により、新たな枠組の中で住民自治を整えて小美玉市を発展させていこうということで取り組んでいく。

委員各位の経験を生かして、素晴らしい条例を策定していただきたい。

## 3．委員自己紹介

## 4．小美玉市自治基本条例策定委員会設置要綱の確認

## 5．委員長及び副委員長の選出

【委員長に飯島委員、副委員長に片田委員が就任】

## 6．（仮称）小美玉市自治基本条例の策定について

## 7．策定委員会を進めるにあたって

【事務局より会議の公開、傍聴者の人数制限及びホームページの掲載方法等の問題提示】

原則公開として、次回に検討する。事務局より次回に案として要領等を提出。

## 8．次回策定委員会の開催について

次回開催日時は 11 月 27 日（月）午後 6 時もしくは 6 時半開催。時間は、本日欠席者の予定を聞いて決定する。

2 週間ないし 10 日前には開催通知及び会議録を郵送する。

## 質疑応答

- ・パブリックコメントなどの市民への情報提供について、広報、ホームページの掲載方法を工夫して周知徹底できるようにしなければならない。

ホームページの掲載は、ホームページ上に自治基本条例専用のページを作り、会議の記録や進行具合が閲覧出来るようにする。また、トップページから課のニュースとして掲載する方法も活用。紙ベースでも閲覧できるように、本庁及び各支所に資料を置いて、意見が提出できるように考えている。

- ・自治基本条例の有り方はどのようなものか。事務の手続きのようなものでよいのか、それとも小美玉市の方向性に関わる様なものなのか。

自治基本条例は手続きというよりは、心構えを条文化して、制度化・条例化・要綱として定めるといった表現になる。

規定する項目も決まっていないので、心構え程度で終わる場合もあれば、更に踏み込んだ内容になる場合もある。皆さんの話し合いの中で決めていただき、推進委員会なりワーキングチームの中で更に表現や関係条例を検討しながら作成したい。

- ・今回の策定は憲法を作るということで、法律を作るわけではないのか。
- ・前文をどう書くかが一番のポイントになる。今回は前文をこの一年間で作るととらえてよいのか。

法律を作るというわけではない、憲法という形で自治基本条例をまとめていきたい。1年間で前条、定義や目的など全てを作り上げていく。

- ・3町村合併前は自治基本条例らしきものはあったのか。

まったく新しいもの、茨城県内では自治基本条例が策定されたという情報はない。自治基本条例を作りながら、市民憲章も作成できると考えている。

- ・パブリックコメント実施要綱(案)第三条3項のなかでホームページ等により広く周知とあるが、広報は活用しないのか。

広報原稿の締め切りから配布までに1ヶ月近くかかってしまうことと、内容も3ページ程になるため掲載欄の確保が難しい。周知方法の結論が出ていないため、ホームページ等という表現をさせて頂いたのでご了解願いたい。